

広島県告示第二百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によって、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十三年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
安坂 奈々絵	三原市西野四丁目七番一六号	なな鍼灸接骨院	三原市西野四丁目七番一六号	柔道整復	平成二十三年一月六日
安坂 奈々絵	三原市西野四丁目七番一六号	なな鍼灸接骨院	三原市西野四丁目七番一六号	あん摩・マッサージ	平成二十三年一月六日
安坂 奈々絵	三原市西野四丁目七番一六号	なな鍼灸接骨院	三原市西野四丁目七番一六号	はり・きゅう	平成二十三年一月六日
松谷 行晃	東広島市八本松町飯田三〇〇四番地二四	まつたに鍼灸整骨院	安芸郡海田町窪町四番四八号三宅ビル2階	はり・きゅう	平成二十三年一月二五日